

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年7月11日（平成29年（行個）諮問第114号）

答申日：平成30年5月11日（平成30年度（行個）答申第16号）

事件名：本人に対する障害補償一時金の支給決定に係る障害認定調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署長が平成28年特定月日付けで行った私に対する障害補償一時金支給決定処分に係る調査復命書及び添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月8日付け千労発基0208第2号により千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

「別紙」障害等級の認定（判断）6.（1）で、上記等級により認定するとあるが黒ぬり部分に、どのような判断があるのか分からないので開示すべきである。いずれにしても、不開示が正当とは思えないので、開示すべきである。上位等級と言う事は下位等級があるはずです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年1月18日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「特定労働基準監督署長が平成28年特定月日付けで行った請求者に対する障害補償一時金支給決定処分に係る調査復命書及び添付書類」に係る開示請求を行った。

（2）これに対して、処分庁が平成29年2月8日付け千労発基0208第2号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこの取消

しを求めて、平成29年4月11日付け（同月13日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署長が平成28年特定月日付けで行った請求者に対する障害補償一時金支給決定処分に係る調査復命書及び添付書類」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表中、文書番号1の①、3の①、5の①、11の①、11の③及び15の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号2及び5の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表中、文書番号1の②、3の②、8、11の②、11の③及び15の②の不開示部分は、特定事業場等の印影並びに特定事業場が委託した社会保険労務士の氏名、電話番号の記載及び印影等に関する情報である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、委託した社会保険労務士の氏名等が明らかになった場合には、当該社会保険労務士の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他正当な利益を害

するおそれがあることは否定できないことから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表中、文書番号2及び5の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 平成30年4月19日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年5月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署長が平成28年特定月日付けで行った私に対する障害補償一時金支給決定処分に係る調査復命書及び添付書類」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の2欄に掲げる文書番号1ないし文書番号17に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

当該部分は、医師の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分により開示された署名と同一の署名であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 文書番号1の①、文書番号3の①、文書番号5の①のうち3頁の印影及び文書番号11の①は、医師の署名又は印影であり、文書番号15の①は、審査請求人以外の第三者の印影である。

当該部分は、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号5の①のうち4頁の不開示部分は、特定医療機関の担当者の姓及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

文書番号1の②、文書番号3の②、文書番号8、文書番号11の②及び文書番号15の②は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び3号イ該当性について

文書番号11の③には、特定社会保険労務士の氏名、電話番号及び印影が記載されている。

当該部分は、審査請求人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業を営む個人が特定事業主との間で委任契約を締結していること等が明らかとなり、当該事業を営む個人の取引関係、顧客確保等の面において、同業他者との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

文書番号2及び文書番号5の②は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見であり、これを開示すると、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の一部支給決定を不服として、千葉労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事

件について、千葉労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされている。また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書、事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 文 書 名	3 不 開 示 を 維 持 す る 部 分	4 不 開 示 情 報 (法 1 4 号 該 当 号)			5 開 示 す べ き 部 分
			2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	年金・一時金支給 決定決議書等	① 3 頁の診療担当者印影	○			なし
		② 2 頁の事業場印影		○		なし
2	障害認定調査結果 復命書	2 頁及び 3 頁の不開示部分	○		○	なし
3	障害補償給付支給 請求書	① 2 頁の診療担当者印影	○			なし
		② 1 頁の事業場印影		○		なし
4	傷病部位表示図等	なし	-	-	-	-
5	意見書等	① 3 頁の医師署名及び印影 並びに 4 頁の不開示部分	○			3 頁の医師 署名
		② 3 頁の「依頼事項にかか る意見」欄の不開示部分	○		○	なし
6	関連資料①	なし	-	-	-	-
7	被災者情報詳細画 面	なし	-	-	-	-
8	平均賃金算定内訳 等	2 頁の事業場印影		○		なし
9	年金入力結果表等	なし	-	-	-	-
1 0	復命書送付依頼	なし	-	-	-	-
1 1	復命書等	① 1 5 頁の診療担当者印影 並びに 1 6 頁の担任医師署 名及び印影	○			なし
		② 1 4 頁の事業場印影		○		なし
		③ 1 5 頁の社会保険労務士 記載欄の氏名，電話番号及 び印影	○	○		なし

1 2	決定書謄本	なし	-	-	-	-
1 3	特別給与に関する届	なし	-	-	-	-
1 4	厚生年金等加入に関する届等	なし	-	-	-	-
1 5	確認書	① 1 頁の会長印影	○			なし
		② 1 頁の協会印影		○		なし
1 6	住民票	なし	-	-	-	-
1 7	電話聴取書	なし	-	-	-	-